

保育料基準額表

(単位：円/月)

世帯の階層区分			3号認定(3歳未満)		1号(教育)認定 2号(保育)認定 ※3歳児クラス以上
階層 区分	定 義		保育認定 (標準時間)	保育認定 (短時間)	
A	生活保護		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	
C1	市町村民税均等割額のみ課税世帯		ひとり親世帯等	0	
			上記以外	14,000	
C2	1円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	0		
		上記以外	18,000		
D1	48,600円以上 72,000円未満	ひとり親世帯等	0		
		上記以外	23,000		
D2-1	72,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	0		
		上記以外	29,000		
D2-2	77,101円以上97,000円未満		29,000	28,500	
D3	97,000円以上130,000円未満		35,000	34,400	
D4	130,000円以上169,000円未満		39,000	38,300	
D5	169,000円以上250,000円未満		42,000	41,200	
D6	250,000円以上301,000円未満		44,000	43,200	
D7	301,000円以上397,000円未満		47,000	46,200	
D8	397,000円以上		50,000	49,100	

- ※1 所得割額は、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、配当控除、外国税控除の適用前の額で算定します。
- ※2 保育所等に通っている、または障がい児通所支援を利用している児童が、同一世帯に2人以上いる場合、入所等の児童で数えて、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。
- ※3 ※2の対象とならなかった場合、または※2による減免を受けたうえで、なお自己負担が発生する場合、現に扶養する18歳以下の児童のうち、出生順位が第1位の児童を第1子とし、第3子以降は全額免除します。
- ※4 ひとり親世帯等以外の世帯で、所得割額が57,700円未満の場合、現に扶養する18歳以下の児童のうち、出生順位が第1位の児童を第1子とし、第2子は半額、第3子以降は全額免除となります。
- ※5 ひとり親世帯等で、所得割額が77,101円未満の場合、現に扶養する18歳以下の児童のうち、出生順位が第1位の児童を第1子とし、第1子はB階層と同額、第2子以降は全額免除となります。